破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３６１号
愛知県刈谷市広小路４丁目209番地１
債務者　株式会社明文堂書店
代表者代表取締役　矢島　明治
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　牧野　　守
４　破産債権の届出期間　平成22年７月26日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年９月27日午後２時45分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２号
岡山県新見市足見1444番地
債務者　有限会社藤野テクノロジー
代表者代表取締役　藤野　忠義
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大山　知康
４　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年９月21日午前11時30分
岡山地方裁判所新見支部

平成２２年（フ）第８５号
宮崎県都城市丸谷町4776番地１
債務者　有限会社カスミ企画
代表者代表取締役　長谷場光明
１　決定年月日時　平成22年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人大塚法律事務所
４　破産債権の届出期間　平成22年８月13日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年９月８日午前11時15分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第２０号
大分県豊後大野市三重町百枝2106番地３
債務者　三重建設株式会社
代表者代表取締役　玉田　敏昭
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　利武
４　破産債権の届出期間　平成22年８月２日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月21日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第２３号
沖縄県宜野湾市嘉数１丁目３番７号
債務者　伊添　一成
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松永　和宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月30日午前11時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第５１９号
北九州市小倉南区沼本町１丁目９番29号
債務者　日東ドアー株式会社
代表者代表取締役　白築満喜男
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原田　　徹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後１時30分
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２７５号
群馬県伊勢崎市山王町1511番地
債務者　有限会社村上組
代表者代表取締役　村上　　亘
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　齋藤　守永
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午前11時10分
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１５２２号
横浜市中区港町２丁目９番地４
債務者　ニッケン建設株式会社
代表者代表取締役　荒川　鉄男
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐伯　昭彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月６日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２８号
愛知県半田市旭町３丁目55番地
債務者　有限会社ボクセツビ
代表者取締役　山本　和男
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　太田　重俊
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午後１時40分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６６号
三重県四日市市山田町2127番地
債務者　有限会社ハシモト工芸
代表者代表取締役　橋本　知彦
１　決定年月日時　平成22年６月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　渡辺　伸二
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午後１時30分
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第４０６号
岡山市中区長岡273番地
債務者　株式会社石谷組
代表者代表取締役　藤原真由美
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　長谷川　威
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午後２時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５３８号
北九州市小倉北区中井１丁目31番６号
債務者　三共設計株式会社
代表者代表取締役　山路　秀年
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　阿部　哲茂
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月13日午後３時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１１号
和歌山県田辺市文里１丁目１番20号
債務者　有限会社くすもと
代表者代表取締役　楠本　豊隆
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　川上　高史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月４日午前10時30分
和歌山地方裁判所田辺支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３号
岡山県新見市足見1489番地
債務者　藤野　忠義
１　決定年月日時　平成22年６月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大山　知康
４　破産債権の届出期間　平成22年９月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年９月21日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
岡山地方裁判所新見支部

平成２２年（フ）第２３２号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江861番地８
債務者　内村　信男
１　決定年月日時　平成22年６月８日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山下　秀樹
４　破産債権の届出期間　平成22年７月16日まで
５　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成22年９月３日午前10時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
宮崎地方裁判所破産係